

令和元年度第3回江南市水道事業経営審議会 会議録（概要）

会議名：令和元年度第3回江南市水道事業経営審議会

開催日時：令和2年1月21日（火） 午後2時から午後3時30分

場所：江南市役所第3委員会室

委員：出席委員8名

尾関 昭 （市議会議員）

宮地 友治 （市議会議員）

浅野 敏夫 （団体代表）

今井 節子 （団体代表）

横山 幸司 （学識経験者）

奥村 真也 （学識経験者）

大西 信二 （公募委員）

鹿鳥 クミ子 （公募委員）

事務局：古田（水道部長兼水道課長）

酒匂（水道課主幹）

加藤（水道課工務グループリーダー）

安田（水道課配水・維持グループリーダー）

磯部（水道課経営・業務グループリーダー）

三輪（水道課経営・業務グループ）

吉田（水道課経営・業務グループ）

傍聴人数：0人

資料1 平成30年度決算について

資料2 令和2年度当初予算（案）について

資料3 指定給水装置工事事業者更新制度について

資料4 環境に配慮した事業について

1. 開会

2. 議題

(1) 平成30年度決算について

○事務局：資料1について説明

○会長：老朽化は全国的に進んでいることが分かる。

○委員：江南市は、非常に良い状況にあると思う。

(2) 料金改定について

○事務局：水道料金改定を含む給水条例改正(案)は、9月議会にて賛成多数により可決され、令和2年4月より水道料金を改定する。改定率は経営戦略と同じく平均改定率18.09%で議会の賛成を得た。料金改定の周知については、11月の江南市消費生活展に出展し、ポスターの掲示やパンフレットの配布を行い、1月6日には市のホームページに料金改定ページの掲載を始めた。今後は、江南の水道 NO.17 を広報こうなん2月号に折り込み各戸に配布するとともに、料金改定前の最後の検針時までに料金改定のお知らせを各家庭に投函し、使用者に周知を図る予定。

○委員：(料金改定の内容について) 市民からの意見はあったか。

○事務局：今のところ、問い合わせはあまりない。広報の2月号配布後と、実際に請求額が変更となる6月頃から増えると考えている。

○委員：18%の値上げなので、料金の記録をしっかりとる使用者でないと分からないかもしれない。

○事務局：18%は平均改定率なので、それよりも高くなる人もいる。(基本水量の範囲内の使用での) 基本料金のみ使用者は、改定率が高くなる。

(3) 令和2年度当初予算(案)について

○事務局：資料2について説明

○委員：総合収納システムにおいてキャッシュレス対応はどうか。

○事務局：(利便性の向上が見込まれる新たな決済方法の導入について) 経営戦略においても検討することとしているが、現時点ではクレジットカードの対応もしていない。理由としては、クレジットカードの決済手数料が高いため、全体のコストが上がることが推測されるためである。キャッシュレス決済の費用は分からないが、他事業者では、(コストの安い) 口座振替で支払う使用者に割引等をする事業者もあるので、合わせて検討する必要があると考える。

○委員：クレジットカード払いや他のキャッシュレス決済のサービスを導入する

義務はないが、消費者に還元があるため積極的に取り組むべき。早めに導入することで費用負担が無いと聞いている。

- 委員：事業者の費用負担が無いキャッシュレス決済は、決済サービスの発行会社が費用を負担している。決済サービスの発行会社が赤字となるため、いずれ事業者側に費用の負担を求めることになる。
- 委員：キャッシュレス決済を利用する使用者は、ポイント還元されるが、利用しない使用者にとってはメリットがない。(ポイント還元の一部は)事業者が負担しなければならない。
- 事務局：現状はコンビニ払いのコストが一番高く、次に(金融機関等の)窓口での現金払いで、口座振替が一番安い。バーコード決済については、導入済み事業体もあることを確認しているが、利便性とコストとのバランスを見極めて検討するため、今すぐ導入とはいかない。
- 委員：(配水管布設・改良事業について) 150 ミリメートル以下の布設工事の管の長さはどうか。3年間同じ金額が予定されているが毎年同じ金額でないといけないか。
- 事務局：第3次改良計画に基づき令和7年度までを予定し、毎年7,500メートル改良していく予定である。

(4) 指定給水装置工事事業者更新制度について

○事務局：資料3について説明

指定給水装置工事事業者とは、水道事業者から給水区域内において、給水装置工事を適正に行うことができると認められ、その指定を受けた者をいう。これまでは、指定給水装置工事事業者の指定についてのみ定められており、特にその指定に有効期間は設けていなかった。業者の名称や所在地等の変更があった場合や、業者の廃止、休止の場合の届出について規定されているが、届出がない場合、登録が残ることになり、実態が把握できない業者が存在するといった課題があった。今回の改正はこうした課題に対応するとともに、業者の資質の維持・向上を図ることを目的として、指定給水装置工事事業者の指定の有効期間を新たに定め、5年ごとに審査して更新する制度になった。

- 委員：指定給水装置工事事業者は、下水道工事も含むか。
- 事務局：水道工事のみの指定で、下水道工事は別の制度である。
- 委員：指定工事事業者が廃業した場合は、その後の不具合について市が責任を負うのか。廃業するような業者を指定すべきでないと考える。
- 事務局：指定については、工事を行う資格を取得している者であり、最低限の必要な機械や道具がある業者と国から示されており、経営状況までは判断材料

としていない。施工後の不具合については、個人と工事業者の契約になるので市には責任がない。

- 委員：指定の基準を教えてください。
- 事務局：給水装置工事主任技術者がいるか、必要な器具をもっているか、欠格条項に該当がないかを確認して指定している。
- 委員：江南市で独自の基準を設けてはいけないのか。工事を安心して依頼できないと江南市に住みたいと思えなくなるのではないのか。
- 事務局：指定要件は水道法に基づく統一基準であり、全国どの市町も同じである。
- 会長：確認項目は4項目となる。他の業種でも一度資格を取得するとそのままのことが多い。5年ごとの更新制度が導入されたことだけでも画期的なものである。何十年後の先までその会社があるかどうか判断するのは難しいし、その保障をするものではないと思う。
- 事務局：下水道は、排水設備工事としての指定制度があるが、以前から5年ごとの更新制であった。水道法の改正により、指定工事事業者の整理が可能となったものである。

(5) 環境に配慮した事業について

- 事務局：資料4について説明
県内では、豊田市が令和元年5月より導入、丹羽広域事務組合が検討中とのこと。環境省、厚生労働省において、平成27年に全国の水道事業に（小水力発電の導入候補地の選定や導入規模等を調べるポテンシャル）調査を行い、（発電出力が20kW以上の地点が）270か所以上あると報告がある。
- 会長：いつ頃検討の結果を出すのか。
- 事務局：全国の事業体の導入状況を調査しているが、プロポーザル等で公募した事業体もあれば、公募を行わずに協定に至っている事業体もある。選定方法についても検討を進め、審議会等に報告することになる。
- 委員：270か所に江南市は含まれていないか。
- 事務局：不明だが、犬山浄水場と下般若配水場との高低差があるので、ポテンシャルはあると考える。
- 委員：設置場所はどこになるか。
- 事務局：愛知県企業庁にて示された小水力発電の設置の条件は、県の供給点以降が条件であり、下般若配水場敷地内の県のメーターから配水池までの間となる。
- 委員：過去において、維持管理にかかる費用を検討した結果、導入を見送られたとあるが、環境に配慮した事業は間違いなくコスト高になるのではないのか。市が環境に配慮する方針がないとできない。市（一般会計）の財政を考えて

も難しいので補助金頼みになるのか。

- 委員：環境対策については、水道事業の財源ではなく一般会計の環境課所管の財源になると思うが、水道に割り当てられるのか、水道課から要求していくものか。
- 事務局：民間企業が全額出資し、売電収益の一部が水道事業に支払われると聞いている。メリット、デメリットを検討し、また会議に報告したい。まだ白紙であるが、投資してまで環境に配慮するという事ではない。
- 委員：民間企業に下般若配水場のネーミングライツをプレゼントする等含めて募集しないと応募がないと思う。
- 事務局：昨年5月より豊田市の高岡配水場で行った例では、民間企業が場内にピットを作った上で小水力発電を設置し、手続きや管理も実施するとのこと。豊田市には、場所代も含め年間40万円ほどの収入となる。豊田市からの出資は無いと聞いている。
- 委員：豊田市はどのような経緯で導入したか。
- 事務局：環境省、厚生労働省の調査の結果、豊田市にポテンシャルがあることが分かり、その情報で民間企業から相談があったと聞いている。
- 委員：その民間企業はメリットがあるのか。
- 事務局：発電による売電収入は、民間企業が受け取り、維持管理や初期費用を差し引いた結果、売電収入の7%が豊田市の収入になるとのこと。
- 委員：民間企業が設備投資した額は、売電のみで回収しているのか。
- 事務局：損はしていないと聞いている。

3. その他

- 事務局：委員の任期中、最後の会議となる旨説明した。

4. 閉会